

# 法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成25年3月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.139  
通巻239号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

## 3月の行事予定

1(金)	女性部会役員会 女性部会幹事会 第12支部役員会	11:00 13:30 18:30	玉川区民会館 玉川区民会館 つがる
2(土)	☆第4支部豪雪体験	6:50	新潟県魚沼市
4(日)	東法連女性部会全体連絡会議 総務委員会	14:30 18:30	東京ドームホテル 玉川ボランティアビューロー
5(火)	第1・2支部合同税務研修会 社会貢献委員会 青年部会全体会議	18:00 18:00 19:00	九品仏町づくりセンター 青柚子 玉川ボランティアビューロー
6(水)	東法連広報委員会 全法連財務委員会	14:30 12:30	グランドアーク半蔵門 全法連会館
7(木)	東法連税制委員会	14:00	全法連会館
8(金)	厚生委員会 東法連総務常任委員会	18:00 14:00	青柚子 全法連会館
12(火)	委員長部会長会議	18:30	玉川ボランティアビューロー
14(木)	第6支部役員会 研修委員会	12:00 18:30	僑ライフステーション ホドリニ子玉川店
15(金)	臨時広報委員会 第1支部役員会	18:30 18:30	玉川ボランティアビューロー 藤井上香料製造所
17(日)	生活習慣病健康診断	9:00	玉川区民会館
19(火)	正副会長会議 役員推薦委員会 理事会	13:00 15:30 17:00 18:00	玉川区民会館 玉川区民会館 玉川区民会館 玉川区民会館
【たまでんBOARD 4月号原稿締切】			
21(木)	☆決算法人説明会 新入会員交流会	13:30 18:30	玉川区民会館 玉川町会会館
23(土)	生活習慣病健康診断	9:00 13:00	玉川区民会館 玉川区民会館
25(日)	第11支部話し方研修会 広報委員会	18:00 18:30	レンタルスペース「ピラタス」 玉川ボランティアビューロー

## 4月の行事予定

5(金)	女性部会役員会	10:00	法人会事務局
9(火)	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
10(水)	女性部会全国フォーラム 源泉部会第1回役員会	愛知 16:00	玉川税務署
11(木)	全国女性フォーラム愛知大会	愛知	
17(水)	女性部会役員会 女性部会活動報告会	10:00 13:30	玉川区民会館 玉川区民会館
19(金)	【たまでんBOARD 5月号原稿締切】		
23(火)	☆決算法人説明会 青年部会活動報告会	13:30 18:30	玉川税務署 玉川区民会館
【玉川法人会会費自動引落日】			
24(水)	☆新設法人説明会	13:30	玉川税務署
25(木)	源泉部会第2回役員会 源泉部会第3回活動報告会 源泉部会第1回研修会	13:00 14:00 15:30	玉川税務署 玉川税務署 玉川税務署

3月・4月の行事予定は2月25日現在のものです  
☆印は一般の方も参加できる行事です  
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

### 目次

3月・4月の行事予定	1
税制委員会からのお知らせ	2
理事会・委員会・支部 活動報告	4
新入会員のご紹介	11
税務署からのお知らせ/掲示板	12

### お問い合わせ

発行人/公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集/公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索 

E-mail:tamagawa@blue.ocn.ne.jp

## 税制委員会からのお知らせ

# 平成25年度 税制改正大綱

## 中小企業の交際費枠の拡大 事業承継税制の適用要件緩和など 法人会の改正要望盛り込まれる!

政府は本年1月29日、平成25年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱には、法人会がかねて強く求めていた中小企業の交際費枠の拡大、相続時精算課税制度の拡充、事業承継税制の適用要件の緩和などが盛り込まれるとともに、設備投資や研究開発を促進し、雇用や所得の増加につなげるための企業向けの減税策がうたわれています。

主な内容をお知らせします。



### 法人税関係

#### ■交際費枠の拡大

中小企業が支出する交際費について、限度額を800万円(現行600万円)まで引き上げ、損金不算入措置(現行10%)を撤廃、よって800万円以下の部分については、全額損金算入が可能となります。

#### ■生産設備投資促進税制の創設

設備投資金額が減価償却費を超え、かつ、設備投資額が前年に比べて10%超増加の場合は、30%の特別償却又は3%の税額控除が認められます。

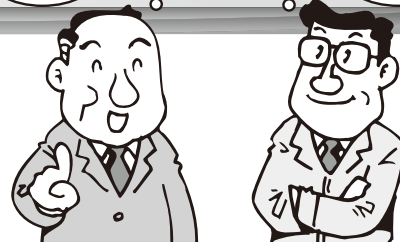
#### ■経営改善に向けた設備投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者が、商工会議所、経営革新等支援機関による指導を受け、設備投資を行った場合は、30%の特別償却又は7%の税額控除が認められます。

#### ■所得拡大促進税制の創設

下記の要件を満たす給与の増加額について10%(中小企業は20%)の税額控除が認められます。

- ・給与が基準年度に比べ5%以上増加
- ・給与が前年対比で減少しないこと
- ・平均給与が前年対比で下回らないこと



#### ■雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の税額控除額が1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。また、高年齢継続被保険者になった者も雇用者として算定できるようになります。

※各項目とも平成25年4月1日開始事業年度から適用

### 所得税関係

#### ■所得税の最高税率の見直し

所得税の税率について、課税所得4,000万円超について45%に引き上げられます(現行1,800万円超40%)。

※平成27年分から

#### ■日本版ISAの導入

年間100万円までの上場株式等への投資について、ISA口座内で保有していれば、最大で5年間は配当・譲渡益が非課税となります。

※平成26年分から

## 税制委員会からのお知らせ

◎日本版ISAとは・・・非課税口座内の少額上場株式や投資信託等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置。イギリスの Individual Savings Account(個人貯蓄口座)を参考にした制度。

### ■金融所得課税の一体化の拡充

公社債等に対する課税方式を、上場株式等と一致させて申告分離課税方式に変更し、損益通算を可能にします。

※平成28年分から

### ■住宅ローン減税等の延長

住宅ローン減税は、平成25年末で期限切れとなる予定でしたが、平成29年末まで4年間延長されることになりました。

消費税の増税のタイミングでの駆け込み需要及びその反動を抑制する趣旨で、8%若しくは10%の消費税率で、住宅を取得した場合は、控除限度額が最大で200万円増額されます。購入金額によっては、消費税増税後に住宅を取得した方が有利になります。



## 相続税及び贈与税関係

### ■相続税の基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除が、3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げられます(現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数)。

※平成27年の相続から

### ■相続税及び贈与税の税率の変更

相続税の最高税率が55%に引き上げられます。また、それに伴い贈与税の最高税率も55%に引き上げられます(現行ともに50%)。さらに、税率構造についても変更されます。なお、20歳以上の者が、直系尊属から贈与を受ける場合は税率が軽減されます。

※平成27年の相続又は贈与から

### ■小規模宅地の特例の拡充

特定居住用宅地等の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充されます。さらに、従来は選択適用だった特定事業用宅地等と特定居住用宅地等について併用適用可能となります。

※平成27年の相続から

### ■相続時精算課税制度の拡充

受贈者の範囲に20歳以上の孫(現行推定相続人のみ)が加わり、贈与者の年齢要件が60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられます。

※平成27年の贈与から

### ■事業承継税制の適用要件の緩和等

親族外への承継もOK、雇用8割条件を5年平均で評価、事前確認制度が不要となります。また、納税猶予が打ち切られた場合のリスクが軽減し、先代の経営者が役員を退任する必要もなくなり、使い勝手が良くなります。

※平成27年の相続又は贈与から

### ■子や孫への教育資金の一括贈与制度

30才未満の子や孫へ、教育資金として金融機関へ信託した場合、1人につき1,500万円までの贈与税が非課税となります。

※平成25年4月1日の贈与から

## その他

### ■印紙税

平成26年4月以後は、領収書などに記載された受取金額が5万円未満の場合は、印紙が不要になります。

### ■延滞税等

延滞税が金利の動向により変動することになります。貸出約定平均金利が1%なら、通常の延滞税が年利率14.3%から9.3%に、2ヶ月以内の納付の場合で4.3%から3%になります。

※平成26年以後の期間に対応する部分から

☆記事内容についての問い合わせは・・・

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

(社)東京法人会連合会

# 理事会・委員会・支部 活動報告

## e-Tax推進委員会

### 東京税理士会 玉川支部 「e-Tax推進税理士事務所」

東京税理士会玉川支部は、日頃よりe-Taxの普及推進に努めております。

この度、公益社団法人玉川法人会の協力のもと、

「e-Tax推進税理士事務所」を法人会会員の皆様にご紹介するに至りました。法人会会員の皆様がe-Taxにより申告を行うに際してお困りのことがございましたら、当該「e-Tax推進税理士事務所」をご活用ください。

### 東京税理士会 玉川支部 「e-Tax推進税理士事務所」

	事務所名	税理士氏名	住 所	電話番号	メールアドレス
1	朝日税理士法人城南支社	今田 健三	世田谷区玉川台2-3-20	3700-3331	
2	井出ひろみ税理士事務所	井出 ひろみ	世田谷区尾山台2-6-3	3703-0343	hiro-ide@jb3.so-net.ne.jp
3	井戸川会計事務所	井戸川 洋	世田谷区奥沢7-19-12-102号	3705-0721	idogawa-ac@nifty.com
4	江尻盛男税理士事務所	江尻 盛男	世田谷区玉川3-40-26グレイスコート103号	3707-7505	ejiri@ejiri-kaikai.com
5	大野克一郎税理士事務所	大野 克一郎	世田谷区東玉川2-14-19-1階	6425-6097	katsuichiro@ohno-tax.com
6	小澤税務会計事務所	小澤 功	世田谷区奥沢2-38-8-607	6421-3235	ozawa.tax@nifty.com
7	KASUYA税理士法人	粕谷 幸男	世田谷区用賀4-9-19	3700-0022	
8	久野税理士事務所	久野 豊仁	世田谷区玉川台2-1-15	3708-8031	tk@kuno-tax.com
9	佐藤康昌税理士事務所	佐藤 康昌	世田谷区尾山台3-23-12 R・ベル尾山台102	5758-5517	info@satozei.net
10	清水一夫税理士事務所	清水 一夫	世田谷区尾山台3-9-2プロスパーきむら2F	3704-3281	shimizu@shimizu-zei.net
11	志村税務会計事務所	志村 晴広	世田谷区玉川2-28-6ジャンボール二子玉川園101	3700-8555	info@s-taxes.com
12	泉名正男税理士事務所	泉名 正男	世田谷区桜新町2-17-3-201	5426-6588	m-semmyo@ka2.so-net.ne.jp
13	高橋税務会計事務所	高橋 亜男	世田谷区瀬田2-27-9メゾン瀬田	3708-8934	tsuguo@takahashi-kaikai.jp
14	千葉栄樹税理士事務所	千葉 栄樹	世田谷区上野毛1-12-9-303	3701-3911	chibakaikai66@ruby.dti.ne.jp
15	中田税理士事務所	中田 伸一	世田谷区用賀3-8-4-101	5797-3224	post@nakada.com
16	中村琢也税理士事務所	中村 琢也	世田谷区玉川2-4-4玉川酒販会館4階	3708-3421	info@futako-tao.tokyo.jp
17	成瀬佳子税理士事務所	成瀬 佳子	世田谷区奥沢7-53-9	5707-6455	
18	野田税務会計事務所	野田 悌二	世田谷区玉川2-28-6-401	3700-3889	
19	ビジョナリー国際会計事務所	山本 由美子	世田谷区深沢1-14-26-A103	6432-1804	yy@visionaries.co.jp
20	三田礼子税理士事務所	三田 礼子	世田谷区奥沢2-12-5-101	5701-3826	
21	守屋みゆき税理士事務所	守屋 みゆき	世田谷区玉川4-4-10-504	3707-2437	m-moriya@kmd.biglobe.ne.jp
22	横山繁正税理士事務所	横山 繁正	世田谷区用賀4-13-2メゾンドシルベスト405号	6805-7731	yokoyama.l.ta@mist.ocn.ne.jp
23	わかさ税理士法人	新井田 哲也	世田谷区新町3-18-5スピカ桜新町101号	5799-4540	taraida@wakasa-tax.com

## 広報委員会

### 委員会

### 議 題

日 時 1月28日(月) 18:30~  
場 所 玉川ボランティアビューロー  
出席者 12名

1. たまでんBOARD 2月号の校正
2. 玉川公論40号
3. ホームページ委員会

## 第1支部

### 第1支部主催 映画「大津波のあとに」上映会

日時 2月19日(火) 18:30~20:00  
 場所 奥沢区民センター2階 第1会議室  
 司会 第2支部 大原紘子  
 出席者 145名(玉川法人会52名、玉川交通安全協会24名、玉川消防団7名、ライオンズクラブ16名、地域の方36名、官庁関係10名、計145名)

チャリティー募金及びワンコイン募金の合計額 32,665円

主催 (公社)玉川法人会第1支部、玉川交通安全協会女性部、玉川消防団第1分団

後援 東京玉川ライオンズクラブ



挨拶をする井上支部長

社会貢献活動の一環として、森元修一監督によるドキュメンタリー映画「大津波のあとに」の上映会を地域内の各団体の協力により行うことが出来ました。一般参加自由で参加費無料ということもあり、一般の地域住民の方々にも多数ご参

加いただくことができて大盛況な会となりました。また、チャリティー募金及びワンコイン募金を設置したところ、大変に多額な募金が寄せられ、震災のための援助に関する意識がまだまだ高いのだと言う事を現しているようでした。2011年度日本映画復興賞奨励賞を受賞した本作は、「最初は映画を撮るつもりではなかった」と開演前のスピーチで語る森元監督の言葉通り、被災直後の現地の様子を終始淡々と写しているだけで、音楽や演出は一切無く、ただ風の音と瓦礫の上を歩く音、そして被災者の生の言葉が語られているというだけの、インパクトのある作品でした。この現実が記憶から次第に薄れて行かぬよう、改めて「私たちには一体何が出来るのか」ということを、もう一度考え直してみても良いのではないのでしょうか。

(第1支部広報委員 船本貴一)



司会を務める第2支部の大原さん

## 第4支部

### 新年会

日時 2月1日(金) 18:00~  
 場所 南国飯店  
 出席者 30名

節分を間近にした2月1日玉川法人会第4支部新年会が自由ヶ丘「南国飯店」において30名の会員を集めて開催された。副支部長を務める鈴木明彦氏の司会で会を進行。鍋島増男支部長の謙虚の中にも新しい年にむけて支部員一同一致協力して立ち向かう心強いあいさつについて法人会の副会長を務める宮崎巖氏より祝辞を頂



く。公益法人下での法人会の運営、公益をふまえた今後の方針等々こまかに語り尚、別事だと前置きして、現状社会問題になっている「ふりこめ詐欺」事件に巻き込まれ、それを未然に防衛した経験の語りにもみんな耳を傾けた。乾杯の発声は日頃役員会等々で会場提供を頂いている、当支部会計担当の河野善福氏の発声で宴が始まる。時を見計らって自己紹介、自社PRを開始、昨今の為替相場で歓喜をあげる人、それを歎く人、異業種の集まりである法人会ならではの語りは聞いていておもしろい。

尚、第4支部恒例の抽選会の進行は副支部長の山本初枝、青年部会支部長の中村匡秀両氏が会を盛り上げ、歓喜歓楽のうちに終了した。

最後の大締めを岡野顧問が最近の子供の体力減退、高齢化する社会の医療問題等とラジオ体操の重要性を訴えたのち、威勢のいい三本締めでめでたく会はお開きとなった。

(第4支部広報委員 高橋 進)

## 第6支部

### 役員会

日時 1月17日(木) 11:30~13:00

場所 青柚子

出席者 12名

今年に入って最初の支部役員会は、高島屋奥



の柳小路にある青柚子で行われ、来年度の事業計画について、副支部長含めて皆で再確認をしました。「行事には楽しくまず参加すれば大丈夫ですよ」と、負担にならないようにと鈴木支部長配慮の一言。活動を長く続けるには大切なポイントです。

さて、この日は玉川高島屋スペシャルデイズの初日で、お店はどこもかしこも大混雑。ランチをめざして入店の行列の中、すんなりと座れたのは、一年前から支部役員会を設定し予約もその時に入れておいたから…とのこと。なるほど納得。記念撮影の後、お待ちの皆さまのためにいつもより少々早めに席を立った役員の面々でした。  
(第6支部 江口響子)

### 新年会&新入会員歓迎会

日時 2月14日(木) 18:00~21:00

場所 ヴェルデスパ玉川高島屋店

出席者 19名

今年の支部新年会は、高島屋南館6階にあるフレンチ&カリフォルニアレストランのヴェルデスパにて開催されました。松浦副支部長が和やかに新入会員の4法人を紹介…二子玉川ライズひろ内科クリニック院長の水口泰宏さま、二子玉川総合法律事務所の弁護士新井貴志さま、田嶋社会保険労務事務所代表で社会保険労務士の田嶋広人さま、株式会社かず企画代表でエステティシヤンの相澤ポーンみゆきさまです。幅広い業種から新しいメンバーを迎え、皆さますぐに打ち解けて、席を超えて和気あいあいと話

が弾みました。地域に根ざして事業を営む方々同士が知り合い、よい形で交流が進むのも法人会あつてのことでしょう。

鈴木支部長の用意してくださったお土産は、ワインか苺どちらかをチョイス…それに皆さま笑顔をプラスしてそれぞれ帰路につきました。

(第6支部 江口響子)



## 第9支部

### 恒例ボウリング大会・懇談会

日時 2月7日(木)

ボウリング大会 18:00~19:00

懇談会 19:20~21:00

場所 オークラボウル

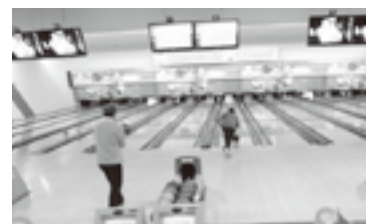
テアトロパッシオーネ

出席者 ボウリング大会10名

懇談会21名

9支部恒例のボウリング大会&懇談会が行われました。ボウリング大会は世田谷通りのオー

クラボウルで、老若男女入り乱れてのパトルがくり広げられました。内容も昨年優勝をした青年部松田さんが今回はブービーとなるなど混戦模様の様相です。



そんな中、優勝に輝いたのは熟年パワーの神山さん。懇談会では、賞品の豪華な鉢植えをゲットしました。

場所を移しての懇談会は、新会員のパッション。イタリア料理のカジュアルなお店です。

ボウリング大会の表彰式の後、残った鉢をボウリングの不参加の人たちでジャンケンをしました。すると最終的には神山さん(奥様)に。しかも鉢植えの花は神山さんがご用意していたもの。あまりの結末に会場は大いに盛り上がりました。(第9支部広報委員 松山 仁)



## 第12支部

### 女性部会員バスツアー

日時 2月6日(水) 8:30~20:30

場所 群馬 こんにゃく博物館・田園プラザかわば・他  
出席者 8名

1月14日の成人式の日積雪を上回るという降雪情報の中、当日の早朝は軽い曇り空でしたので、たいしたこともなく出発する事ができました。寒さは厳しく高速道を進むにしたいが、雪の量も増し又濃霧も手伝い、本来なら美しい里山の風景が広がっている筈の景色が、視界が悪く良く見えませんでした。車中では普段仕事や家事に追われてなかなか話す機会のない中、時を忘れて話し込んでしまいました。また途中数箇所で見学したり昼食をとったりと一面の雪景色で足元をきづかいながら移動し、また行く先々で珍しい物や珍味をいただき、そのうえ両



手で持ちきれない量の5kg程のお土産までいただき、みなさんどのようにして持ち帰るか自分の体と力との相

談でした。いただいた品物はひとつ残らず我が家まで持ち帰るという気構えで、一生懸命工夫をして何とかまとめたようでした。



今回のバスツアーは“福袋付き”で、其のツアーを決めるにあたり、安永女性部会支部長も色々ご苦労があったと思いますが、参加者は目と心の満足感をいっぱいいただいた日帰りの旅ではなかったのではないのでしょうか?

(第12支部 末次顕子)



## 青年部会

### 新年税務研修会・意見交換会

日時 1月30日(水)

場所 等々力 玉川区民会館4階会議室

出席者 28名

青年部会2013年最初のイベントである新年税務研修会と意見交換会が1月30日、玉川区民会館にて開催されました。当日、ご来賓には玉川税務署より高田副署長、永田法人課税第1部門

統括官、藤田法人課税第1部門審理上席にご出席いただき、玉川法人会より阿部会長をはじめ、森部会担当副会長、鈴木第6支部長、そして清田監事にご出席いただきました。

第1部は玉川税務署副署長、高田哲好様より「我が国の財政の現状と税務行政の課題」についてご講演いただきました。高田副署長は元ヤンキースの松井選手と同じ、石川県ご出身との

ことで、石川県時代のエピソードや税務大学校でのエピソードを、そして税に関する歴史のお話をいただきました。

今回の講演は単なるお話ではなく、お話の途中に税金に関するクイズを織り交ぜながらの講演でしたので、参加者の皆さんはクイズのたびに

“程良い”緊張感を感じていたようです。後ろから見てみると、高田副署長様が「それではクイズです」と仰るたびに参加者の肩がピクッと動き、会場内に緊張感が走って

いました。参加者の興味を引くクイズという演出は、普段は聞いているだけの講演を一方通行から双方向へと拡張する面白い試みだったように感じました。

税に関する貴重な史料は税務大学校の租税史料室にあり、無料で見学できるそうです。機会がありましたら是非

お出かけください。

税務大学校和光校舎 税務情報センター（租税史料室）

〒351-0195 埼玉県和光市南2丁目3番7号

電話番号：048-460-5000

URL：https://www.nta.go.jp/ntc/sozei/info.htm

第2部は原オフィスの原 千登勢様に「話し方について」のご講演をいただきました。

原様は普段アナウンサー志望の方向けに研修を行っているそうです。

聴きやすい話し方のポイントは、話している途中で“ワンクッション入れる”。大切な言葉は“ゆっくり目に語ってあげる”。声が“お腹から出ているか”。“滑舌が良いか”なのだそうです。

あとはやはり“見た目”も大事なポイントだ



挨拶する松浦部会長



第1部講演の高田副署長様



第2部講演の原様

そうで、「オシャレ」なことは、人前でお話をする際に好印象を与える大きなポイントなのだそうです。

次には滑舌の練習として「あめんぼの歌」を参加者全員でアドバイスを受けながら発声練習を行いました。「アメンボ赤いなあいうえお」は有名なのですが、その以外はなかなか読むのも難しく、自分の滑舌の悪さを改めて確認できました。

次の「早口言葉」の練習では難易度の高い早口言葉もありましたが、先生のご配慮により比較的ゆっくり話させていただいたので、参加者の皆さんも比較的スムーズに話せていました。

スピーチなどで話したいことを全て伝える事は非常に難しいと誰もが考えていますが、それを軽減するには、スピーチするイベントや対象相手の事を少しでも理解して、事前にテーブルコーダーに吹き込んで聞き役の気持ちになって聞いてみたりするのもポイントだそうです。また、例えば3つの事柄を話さなければいけない場合は、最初に「話したい3つの事がある」と宣言してから話すと意外とスムーズに話せるようです。

最後、仕事で司会を引き受けた際に、話が長い方を上手に止めるのに苦労したお話や、アナウンサー研修のちょっとした裏話など、最後まで参加者の気持ちを掴む楽しい講演でした。

第2部の意見交換会では、今年最初のイベントということで参加者の皆様が積極的に交流し、参会者の笑顔が溢れる意見交換会になりました。青年部会は今年も会員の皆様にご参会いただけるイベントを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

(青年部会広報委員 齋藤梨生希)

## 全体会議

日時 2月5日(火) 17:00～  
場所 玉川ボランティアビューロー  
出席者 10名

議題 1. 税務研修会の反省  
2. 事業報告会  
3. 租税教室  
4. 翔ばたき53号  
5. その他



## 女性部会

### 第15回S K T女性部会連絡協議会

日時 2月13日(水) 11:00~15:30  
場所 北沢法人会館3階・「梅丘寿司の美登利」  
出席者 5名

#### 第1部 情報交換会 北沢法人会館 3階

北沢法人会の方と梅ヶ丘の駅で待ち合わせをして北沢法人会館に向かうと駅から20~30メートル先に会館が目飛び込んできました。駅のそばにこんな立派な会館があるなんて、なんとなくやましい限りで、又着いてから中を案内していただきました羨ましくなりました。北沢法人会・世田谷法人会・玉川法人会との情報交換会



が和やかな中で進行していき北沢法人会女性部会長のあいさつから始まりました。北沢法人会は女性部会が中心になって活動し、組織委員長も女性なので男



性は叱咤激励をされながら増強運動をされているそうです。

又公益なのにどうして共益事業がこんなにたくさんできるのかと不思議に思っていましたところ、法人会全体で公益・共益を決めていて、女性部会が共益事業をたくさん使えるようにしているそうです。さすが北沢女性部会、拍手を贈りたいですね。

#### 第2部 懇談会 梅丘寿司の美登利

初めて梅ヶ丘の美登利寿司をいただきました。北沢法人会女性部会の豪快さと、意気の良さで楽しい会を過ごす事が出来ました。

(女性部会副会長 安永きみ子)

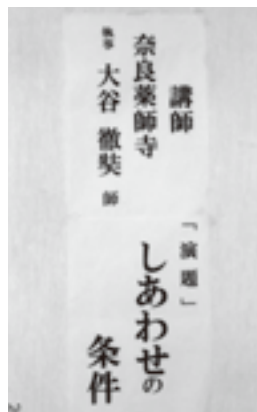
### 講演会

日時 2月18日(月)  
場所 玉川総合支所4F集会室  
出席者 100名

立春とは名ばかり、小雨降るととても寒く一日でした。

でも心配無用。多くの人達が講演会にかけてくださいました。只々感謝の思いでいっぱいでした。

奈良薬師寺 執事 大谷徹奘(てつじょう) 先生



のお名前を聞きつけ、遠くからは茨城から又23区以外からとお申し込みいただき頂きました。

会場都合でお申し込みをいただいた方々全員をお受け出来ずおことわりをしたことが大変申しわけなく思っております。

演題「しあわせの条件」と題し講演をいただきました。

幸せのヒントを大きくわけるとすれば身(しん)心(じん)安(あん)楽(らく)について、わかりやすくお話しをいただき、又、人間の一番の不安の種は人間関係、どんなに愛していても、血がつながっていても、同じ価値観のモノサシの枠の中で歩いて来た人生のそれぞれの違う中の中で、自分プラス相手、そこに何かの縁が生まれる。目にみえていても、目にみえない



もののバランスがいいと心から幸せを感じる。  
目、耳、口、鼻、皮膚この5つのアンテナを正しく判断しながら、これからの女性部会の活動につながる事ができればと願っております。

忘れものはありませんか、初心・情熱・あこがれ・感謝・恩……。  
あなたの笑顔がわたしの喜び。  
(女性部会副部長 山本初枝)

## 源泉部会

### 役員会

日時 2月8日(金) 15:00~  
場所 玉川区民会館 会議室  
出席者 8名  
議題 1. 前回議事録確認  
2. 24年度事業報告  
3. 第3回報告会  
4. その他  
5. 署からの連絡事項

### 第5回研修会

日時 2月8日(金) 15:30~  
場所 玉川区民会館 4階 第5集会室  
出席者 11名  
テーマ 『給与所得者の確定申告』  
講師 玉川税務署 個人課税第一部門  
審理指導上席 小田 光宏 様

## つり同好会

### 委員会

日時 2月17日(日) 5:30~  
場所 千葉県保田 東丸  
出席者 6名 (内1名未加入)  
釣果 真鯛、アジ、メバル、サバ  
午前中風強く、気温低く、当たり少なく、全員苦戦した。  
朝5時半集合、前日から冷たい強風が吹き荒れ出船を危ぶんでいましたが、船長から出船できますという返事で、釣行グループ6名、期待を胸に保田港に集合した。  
保田近くで船長からの指示に合わせて水面から柵まで落とし込み、あたりを待つを繰り返し、なかなかあたりが来なくてきょうは相性が悪いなどと思っていたら、竿先が軽く水面にひか

れるような気がしたので、軽く合わせてドラッグも緩め、逆らわない様に巻き上げ、自分では時間があまりかからなかったと思ったけれど、廻りに聞いたら15から20分くらいかけていたということでした。魚影が見えてきて、赤かったので鯛と確信した。吊り上げたのが、この日1番の大鯛で、計量したら3kg丁度でした。その日は、これ1枚で、同行の友人の一人が鯛1枚、他の4人はアジ、メバル、鯖他に鮫3匹(リリース)でした。  
鯛釣りシーズンには少し早かったので、来月下旬からのシーズンにはもっと楽しめるのではないかと期待しています。

(釣り同好会代表幹事 中山豪夫)



3kgの大物の真鯛を釣った中山支部長



## 新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

### 第6支部

会社名：田嶋社会保険労務事務所  
 代表者：田嶋 広人 (タジマ ヒロト)  
 会社住所：世田谷区大原1-44-2  
 電話：03-3485-4723  
 F A X：03-3485-4720  
 E-mail：te5t-tim@asahi-net.or.jp  
 ホームページ：作成中  
 業務内容：社会保険労務士としての主な業務内容  
 1. 主に厚生労働省が扱う助成金などの申請  
 2. 毎月発生する給与計算・賞与計算  
 3. 就業規則の作成・変更  
 4. 労働保険・社会保険の加入・喪失

労働保険事務組合（厚労省認可団体）  
 に委託する主なメリット

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
2. 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
3. 本来であれば労災保険に加入することができない事業主・役員や家族従事者なども、一定の要件のもとで労災保険に特別加入することができます。

### 第6支部

会社名：二子玉川総合法律事務所  
 代表者：新井 貴志 (アライ タカシ)  
 会社住所：世田谷区玉川1-9-20  
 スタンダビル1階  
 電話：03-5797-9531  
 F A X：03-5797-9534  
 E-mail：t.arai@nikotama-law.com  
 ホームページ：<http://nikotama-law.com/>  
 業務内容：当事務所は、弁護士3名、公認会計士・税理士1名、司法書士1名で構成されており、法務・税務・登記といった各々の専門的観点から、地域密着型の複合的なリーガルサービスを提供しております。

また、当事務所は、平成22年9月に開業して以来、「御依頼人様のパートナーとして、御依頼人様にとって最良の解決の迅速な実現を目指す」ことを理念としており、遺産分割・遺産承継・遺言作成といった相続関連業務、不動産の明渡・共有物の分割・借地関係の解消といった不動産関連業務を中核業務とした上で、会社に関する問題・離婚・交通事故などといった様々な法的問題に誠心誠意ご対応させて頂いております。  
 もし何かお困りのことがございましたら、お一人で悩まず、いつでも御遠慮なく私共に御相談下さい。

### 第10支部

会社名：株式会社 近代商事  
 代表者：江澤 明彦 (エザワ ハルヒコ)  
 会社住所：世田谷区上用賀5-26-10  
 電話：03-5717-6661  
 F A X：03-5717-6663  
 E-mail：yamaoka-h@kindai-shoji.co.jp  
 ホームページ：<http://www.kindai-shoji.co.jp>  
 業務内容：弊社は、メーリングサービスを中心に人と人をつなぐコミュニケーションのお手伝いできればと50余年

の間事業を展開して参りました。  
 《より早く・より正確に》をモットーに、ダイレクトメール等、あらゆる発送物をクライアント様に代わり、在庫保管管理及び送付データの保守管理から宛名印字・加工・発送まで代行する事を主な事業としております。郵便や各種メール便等、ニーズに合わせた最適な発送プランもご提案致します。

## 税務署からのお知らせ

### 平成 25 年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
  - 1 昭和 58 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日生まれの者
  - 2 平成 4 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成 26 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
  
- ◇ 申込手続
  - 1 インターネット申込み (原則、インターネット申込みとなります。)
    - (1) 受付期間  
平成 25 年 4 月 1 日 (月) 9 時 ~平成 25 年 4 月 11 日 (木) [受信有効]
    - (2) 受験案内 (インターネット申込用) 交付期間  
平成 25 年 2 月 1 日 (金) ~平成 25 年 4 月 11 日 (木)
    - (3) 受験案内 (インターネット申込用) 交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局 (所)  
※ 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。  
[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]
  - 2 インターネット申込みができない場合 (受験申込書を郵送又は持参)
    - (1) 受付期間  
平成 25 年 4 月 1 日 (月) ~平成 25 年 4 月 2 日 (火)  
[平成 25 年 4 月 2 日 (火) の通信日付印有効]
    - (2) 受験申込書・受験案内 (郵送・持参申込用) 交付期間  
平成 25 年 2 月 1 日 (金) ~平成 25 年 4 月 2 日 (火)
    - (3) 受験申込書・受験案内 (郵送・持参申込用) 交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局 (所)
  
- ◇ 試験日
 

第 1 次試験 平成 25 年 6 月 9 日 (日)

第 2 次試験 平成 25 年 7 月 16 日 (火) ~平成 25 年 7 月 23 日 (火) のうち指定された日時

※ 詳細については、お気軽に玉川税務署総務課 (TEL03-3700-4131 内線 205) までお尋ねください。

## 法人会事務局よりお願い

代表者名、所在地、電話番号等の変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい  
事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992 E-mail : tamagawa@blue.ocn.ne.jp



「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズの本ナーをご用意しております。  
<http://www.tamagawa.or.jp/jyoho/banner.html>

### 納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

25年3月分の源泉所得税の納付期限	25年4月10日(水)
25年1月決算法人の確定申告期限・納付期限	25年4月1日(月)
25年7月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	25年4月1日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	25年4月1日(月)

25年4月決算法人の第3四半期分、25年7月決算法人の半期分・第2四半期分、25年10月決算法人の第1四半期分

消費税の、  
期限内納付を  
お願いいたします。